

議案第 5 0 号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び城陽市職員
の育児休業等に関する条例の一部改正について

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び城陽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 1 8 日 提出
(2025年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び城陽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年城陽市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(給与の減額) 第15条 略 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（<u>2時間を超えない範囲内の時間に限る。</u>）を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	(給与の減額) 第15条 略 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(城陽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 城陽市職員の育児休業等に関する条例（平成4年城陽市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<u>(目的)</u> 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）<u>第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）</u>、<u>第17条並びに第19条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、<u>並びに同法</u>を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常	<u>(趣旨)</u> 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）の規定に基づき、<u>及び育児休業法</u>を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第2

勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）

（部分休業の承認）

第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該育児時間又は当該介護をするための時間を超えず、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

2条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。）

（第1号部分休業の承認）

第20条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該育児時間又は当該介護をするための時間を超えず、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)
第21条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 略

単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)
第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)
第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。
(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間
(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)
第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出の時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする

。
(部分休業をしている職員の給与の取扱い)
第21条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 略

(部分休業の承認の取消事由) <u>第22条 第14条の規定は、部分休業について準用する。</u>	(部分休業の承認の取消事由) <u>第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年（2025年）10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年（2026年）3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の城陽市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）の一部が改正されたことに伴い、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４３年城陽市条例第１４号）及び城陽市職員の育児休業等に関する条例（平成４年城陽市条例第８号）について所要の改正を行いたいのので、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方公務員法（抜粋）

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第２４条 略

２～４ 略

５ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

参考資料

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び城陽市 職員の育児休業等に関する条例の一部改正条例要綱

1 改正の概要

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、部分休業の取得パターンの追加（従前からの「1日につき2時間を超えない範囲内」の第1号部分休業に加え、「1年につき条例で定める時間を超えない範囲内」の第2号部分休業の追加）が行われたことに伴い、関係規定の整備を行う。

条例改正の主な内容は以下のとおり。

- ①第1号部分休業の取得について、始業又は終業に限っていた取得制限を撤廃する（第20条関係）。
- ②第2号部分休業の取得上限は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年度において、正規職員は77時間30分、非常勤職員は1日あたり勤務時間数に10を乗じて得た時間とする（第20条の3、第20条の4関係）。
- ③第2号部分休業の取得について、原則は1時間単位とする（最後の端数等は分単位で取得可）（第20条の2関係）。
- ④第2号部分休業の非常勤職員の取得要件として、勤務日ごとの勤務時間を削除する（第19条関係）。
- ⑤特別の事情がある場合は、部分休業の取得パターンを変更できる（第20条の5関係）。

2 施行期日

令和7年（2025年）10月1日